

「大山町地下水保全条例の制定」について

みなさんのご意見を募集します

大山町では、町内における地下水が豊かな森林で長年にわたり蓄えられた大山の恵みとして、町民共通の貴重な財産であり、町民の福祉の増進に沿うように利用されるべき資源であるとの観点から、地下水の採取について必要な規制を行うとともに、限りある地下水を保全する条例を制定することとします。

応募期限
2月10日(金)

●募集内容

町では、地下水の採取について一定の規制をし、地下水資源を保全するため大山町地下水保全条例の制定を行います。

そこで、条例案等を公表し、町民の皆様からのご意見を求めます。いただいたご意見は、町ウェブサイト等で公表し、その内容について検討し、結果についてお知らせいたします。

※意見募集結果の公表の際には、ご意見の内容以外（住所・氏名など）は公表しません。

●施行日

平成24年7月1日予定

●縦覧場所

総務課、各支所総合窓口課及び企画情報課、または町ウェブサイト

●意見募集（縦覧）期限

2月10日（金）まで

●提出方法

- ・提出される様式は自由です。
- ・郵便、ファクシミリ、電子メールでお寄せいただくか、本庁ロビー、各支所総合窓口課及び企画情報課に設置の意見募集箱にお入れください。

条例の主な内容

- 1 地下水の保全地域は、大山町全域となります。
- 2 地下水を採取するために井戸を設置する場合、動力を用いる揚水機吐出口の断面積、定格出力及び井戸の側管の口径により、あらかじめ許可又は届出が必要となります。
- 3 吐出口の断面積が6cm²以上の揚水機の設置、定格出力が0.4kwを超える揚水機の設置及び井戸の側管の口径が66mmを超えるときのいずれかに該当する場合は許可、6cm²未満、0.4kw以下66mm以下の場合は届出となります。（変更の場合も同様）
- 4 許可が必要な井戸の場合、試掘前に届出が必要となります。
- 5 許可が必要な井戸の場合、排水施設の設置、水量測定器設置等の許可基準を満たす必要があります。
- 6 許可が必要な井戸の場合、事前に水量の影響調査が必要となります。
- 7 許可が必要な井戸の場合、申請前に関係町民等への説明会が必要となります。
- 8 許可が必要な井戸の場合、地下水の採取量及び井戸使用状況等の報告が必要となります。
- 9 地下水の保全上必要があると認められるときは、採取者に対して必要な措置をとるよう指導や勧告、又は命令をすることがあります。
- 10 命令等に従わない場合は、罰則規定があります。
- 11 既設井戸についても、適用されます。（附則）

●応募先・問い合わせ先

〒689-3211 西伯郡大山町御来屋328
大山町役場企画情報課 宛

電話 : 0859-54-5202
ファクシミリ : 0859-54-5216
電子メール : kikaku@daisen.jp